

認定 NPO 法人たすけあいの会ふきのとう
役員報酬規定

(総則)

第一条 本会の役員報酬については、この規定の定めるところによる。

(報酬基準の決定)

第二条 役員報酬は、月俸制とし、会全体の運営管理に関する職務遂行状況を勘案し、理事会の決定によって定める。

(報酬額の決定)

第三条 役員報酬は理事会にてこれを定める。

監事の報酬額については、代表が発議し、理事会にてこれを定める。

(報酬の支払方法)

第四条 報酬は、月俸額を毎月一回翌月の月末に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、繰り上げて支給することができる。

2 報酬は、所得税その他法令等により控除すべき金額を控除し、その残額を原則として通貨をもって直接本人に支給する。

(退任者等の報酬)

第五条 役員が退任もしくは解任された、または死亡した時は当該日から7日以内に当該月支給額を日割計算により計算した額を本人または遺族に支給する。

(新任者の報酬)

第六条 月の途中において役員に選任されたときの当該月の支給額は一ヶ月を30日とする日割り計算により起算日から計算した額とする。

2 前項における起算日は理事会での選任日とする。

(端数の処理)

第七条 この規定により計算した金額に1円未満の端数があるときはその金額を切り捨てるものとする。

付 則

1 この規定は、平成24年10月22日から施行する。

2 この規定は、毎年これを理事会にて見直すものとする。

認定 NPO 法人たすけあいの会ふきのとう
常勤職員賃金規程

第 1 章 総 則

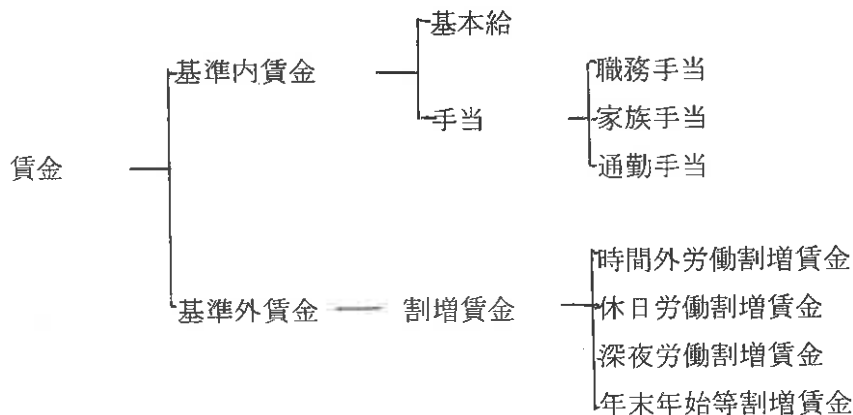
(適用範囲)

第 1 条 この規程は、常勤職員就業規則第 23 条に基づき、週の労働時間が 40 時間の常勤職員の賃金及び賞与について定めたものである。

2. この規程に定める事項のほか、職員の賃金に関する事項は、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

(賃金の構成)

第 2 条 賃金の構成は以下の通りとする。



(賃金計算期間及び支払日)

第 3 条 賃金の計算期間は、毎月 1 日から末日までとし、その支払日は、翌月末日に銀行振込により支払う。

但し、支払日が休日、日曜日、又は土曜日にあたる場合には、その前日に支払うものとする。

(賃金の控除)

第 4 条 次に掲げるものは、賃金から控除する。

- (1) 源泉所得税
- (2) 住民税（市町村民税及び都道府県民税）
- (3) 雇用保険料
- (4) 健康保険料（介護保険料を含む）
- (5) 厚生年金保険料
- (6) その他必要と認められるもので職員代表と協定したもの

(遅刻、早退、又は欠勤等の賃金控除)

第5条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出をした場合の時間については、原則として1日又は1時、間当たりの賃金額に欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。ただし、賃金計算期間の全部を休業した場合は、賃金月額を全額を支給しないものとする。

(1) 遅刻・早退・私用外出等の控除

$\{ \text{基本給} + \text{職務手当} \} \div 1 \text{ か月平均所定労働時間} \times \text{不就労時間数}$

(2) 欠勤控除

$\{ \text{基本給} + \text{職務手当} \} \div 1 \text{ か月平均所定労働日数} \times \text{不就労日数}$

第2章 給 与

(基本給)

第6条 基本給は、職員の年齢、能力、経験、技能及び職務内容などを総合的に考慮して各人毎に月額で定める。

2. 採用時の基本給の基準 月額 180,000円 ～

年齢65歳以上の場合の基準 月額 170,000円 ～

3. 宿泊を伴う勤務場の場合、基本給の中に、2日間の宿泊勤務手当を含む

(昇給)

第7条 昇給は、基本給を対象に毎年3月に、週の労働時間が40時間の常勤職員各人の勤務成績を査定して決定し、4月分から支給する。ただし、会の業績によっては、昇給の額を縮小し、又は見送ることがある。

2. 昇給額の基準 月額 1500 ～ 円

3. 以下の各号の一に該当する者については、昇給を保留することがある。

(1) 昇給算定期間中の欠勤日数が60日を超える者

(2) 常勤職員就業規則第28条により制裁処分を受けた者

(3) 著しく技能が低い者、又は勤務成績ならびに素行不良の者

(4) 勤続6ヶ月未満の者

(職務手当)

第8条 役職者に対して、その役割への責任及び業務量等に応じ支給する。

(1) 管理者等 月額 10,000 ～ 30,000円

(家族手当)

第9条 扶養家族を有する職員に対して、家族手当を支給する。

- (1) 配偶者(同居で所得のない者) 月額 10,000 円
- (2) 18歳未満の子、一人につき 月額 5,000 円

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、月額 4,100 円を支給する。但し通勤距離が 10km を超える場合はこのかぎりでない。

第3章 基準外賃金

(割増賃金)

第11条 時間外労働、休日労働、深夜労働をした場合には、割増賃金を支給する。

算定基準賃金は、(基本給+職務手当) とする。

- (1) 法定労働時間(原則として1日8時間、週40時間)を超える時間外労働については、25%の割増賃金を支給する。
- (2) 法定休日の勤務(4週4日の休日が付与出来ないとき)については、35%の割増賃金を支給する。
- (3) 勤務時間が、深夜(午後10時から午前5時)に当たる場合には、25%の割増賃金を支給する。
- (4) 年末年始及び、日曜祝日の勤務について、以下のように割り増し賃金を支払う。

日曜、祝日	1日につき	500円	1日以下	250円
年末年始	1日につき	2000円		

第4章 賞与

(賞与)

第12条 賞与は原則として年1回、3月に、業績と職員各人の勤務成績を勘案して支給する。

- 2. 賞与の算定期間は、4月から翌年3月までとする。支給対象者は、原則として入社後6カ月以上経過している者、及び賞与の支給日に在籍している職員に限る。
- 3. 支給額の基準：原則1ヶ月(基本給)とする。但し、業績によって賞与の額を増額、縮小し、または見送ることがある。

附 則

- 1.この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2.平成25年4月1日改正
- 3.平成31年4月1日改正

(作成例)

特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類

法人名	認定 NPO 法人たすけあいの会ふきのとう	事業年度	30 年 4 月 1 日～31 年 3 月 31 日
-----	-----------------------	------	----------------------------

資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第 32 条第 1 項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	496,000 円
賛助会員受取会費	270,000 円
受取寄付金	1,016,604 円
募金収入	138,047 円
民間助成金収入	90,000 円
たすけあい事業収益 (在宅サービス・喫茶)	9,605,450 円
介護保険事業収益 (訪問介護・居宅介護支援)	31,670,157 円
介護保険事業収益 (通所介護)	23,749,278 円
介護保険事業収益 (小規模多機能型居宅介護)	40,649,880 円
障害福祉サービス事業収益 (居宅介護・同行援護・移動支援)	14,218,638 円
その他雑収益	134,562 円
合 計	122,038,616 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金額
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び支出の生じる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生じる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		36,112,526円	小規模多機能型居宅介護事業
		20,085,912円	小規模通所介護事業
		15,953,126円	訪問介護事業
		14,842,510円	居宅介護支援事業
		12,813,869円	障害福祉サービス

(2) 支出の生じる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		2,400,000円	事務所家賃
		1,020,000円	小規模多機能型居宅介護家賃
		900,000円	小規模通所事業家賃・駐車場
		316,410円	携帯電話
		260,000円	駐車場

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関係	住所又は所在地	貸付 年月日	対価の額	貸付資産の内容等
	賛助会員		2005年	月/200,000円	事務所家賃
			2007年	月/75,000円	通所事業所家賃
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関係	住所又は所在地	役務の提 供年月日	対価の額	役務提供の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
7.31	旭ヶ丘自治会		ばお花火協賛金	3,000 円
7.31	旭ヶ丘自治会		ばお夏祭り寄付金	2,000 円
7.31	旭ヶ丘自治会		さら花火協賛金	3,000 円
7.31	旭ヶ丘自治会		さら夏祭り協賛金	2,000 円
8.7	市民オペラ 実行委員会		協賛金	3,000 円
8.23	広島・岡山 ・愛媛		西日本豪雨義援 金	75,000 円
8.24	NPO 法人心魂プロジ ェクト		協賛金	30,000 円
11.27	平和と文化の集い		協賛金	3,000 円
3.12	雄勝まちづくり協会		東日本大震災支援	30,000 円
・				
合 計				151,000 円

7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使 途	金 額
		円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	認定 NPO 法人たすけあいの会ふきのとう	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の数に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		

イ

区 分		役員数 ①	最も人数が多い「親族等」のグループの人数 ②	割 合 (②÷①) ③	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数 ④	割 合 (④÷①) ⑤
㉑	26年4月1日～27年3月31日	13人	0人	0%	0人	0%
㉒	27年4月1日～28年3月31日	12人	0人	0%	0人	0%
㉓	28年4月1日～29年3月31日	12人	0人	0%	0人	0%
㉔	29年4月1日～30年3月31日	12人	0人	0%	0人	0%
㉕	30年4月1日～31年3月31日	12人	0人	0%	0人	0%
申 請 時		13人	0人	0%	0人	0%

㉑ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい
定款28条：各運営役員の表決権は平等なるものとする	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第3表（次葉）

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ⓪いいえ	はい ⓪いいえ	はい ⓪いいえ	はい ⓪いいえ	はい ⓪いいえ	はい ⓪いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい ⓪いいえ	はい ⓪いいえ	はい ⓪いいえ	はい ⓪いいえ	はい ⓪いいえ	はい ⓪いいえ

㉕ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・⓪無	有・⓪無	有・⓪無	有・⓪無	有・⓪無	有・⓪無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載方法

項 目	記 載 方 法	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。過去に認定を受けたことのない法人の場合は、「㉑」～「㉕」の欄を記載する必要はありません。ロ、ハ、ニについても同様です。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	認定NPO法人 たすけあいの会ふきのとう	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員数		13人	12人	12人	12人	12人	13人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		人	人	人	人	人	人

役員の内訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	
森 明子		代表理事		○	○	○	○	○	○	就任 H. 11. 5. 6
國生美南子		副代表理事		○	○	○	○	○	○	就任 H. 11. 5. 6
片野由美子		理事		○	○	○	○	○	○	就任 H. 13. 4. 1
佐藤昌子		理事		○	○	○	○	○	○	就任 H. 17. 5. 27
木島美津子		理事		○					○	就任 H11. 5. 6 退任 H. 27. 5. 24
小山陽子		理事		○					○	就任 H11. 5. 6 退任 H. 27. 5. 24
足立桂子		理事		○	○	○	○	○	○	就任 H. 17. 5. 27
高戸久枝		理事		○					○	就任 H11. 5. 6 退任 H. 27. 5. 24
田中道人		理事		○	○	○	○	○	○	就任 H. 21. 5. 24
宮田勝太郎		理事		○	○	○			○	就任 H19. 5. 27 退任 H. 29. 5. 27
福島泉		理事		○	○	○	○	○	○	就任 H. 11. 5. 6
高橋育子		理事			○	○	○	○		就任・住所変更 H27. 5. 24
篠原雅恵		理事			○	○	○	○		就任 H27. 5. 24
山下由美子		理事					○	○		就任 H29. 5. 27
田村泰三		監事		○					○	就任 H19. 5. 27 退任 H27. 5. 24

猿橋芳生		監事		○	○	○	○	○	○	就任 H. 21. 5. 24 退任 R. 1. 5. 25
萱沼左智子		監事			○	○	○	○		就任 H27. 5. 24 退任 R. 5. 25
松川 裕		監事								就任 R. 5. 25
津軽いずみ		監事								就任 R. 5. 25

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	認定NPO法人たすけあいの会ふきのとう		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現預金出納帳	パソコン会計ソフト	毎日	10年
総勘定元帳	パソコン会計ソフト	毎日	10年
合計残高試算表(部門別)	パソコン会計ソフト	毎月	10年

(記載方法)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初業)

法人名	認定 NPO 法人たすけあいの会ふきのとう	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項 目	①	②	③	④	⑤	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	①	②	③	④	⑤	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次業)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	認定 NPO 法人たすけあいの会ふきのとう	チェック欄
<p>5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること</p> <p>イ 特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項 その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>へ 助成の実績を記載した書類</p>		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意	
		する	しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、活動計算書、財産目録、貸借対照表、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位 5 者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
へ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第 5 表は、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第7表)

法人名	
-----	--

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェッ ク欄												
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>㉑</th> <th>㉒</th> <th>㉓</th> <th>㉔</th> <th>㉕</th> <th>申請時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有・ 無</td> <td>有・ 無</td> <td>有・ 無</td> <td>有・ 無</td> <td>有・ 無</td> <td>有・ 無</td> </tr> </tbody> </table>	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	有・ 無	有・ 無	有・ 無	有・ 無	有・ 無	有・ 無	
㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時								
有・ 無	有・ 無	有・ 無	有・ 無	有・ 無	有・ 無								
㉑ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。													

「認定基準等チェック表」(第7表) 記載方法

項 目	記 載 方 法	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「㉑」から「㉕」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「㉑」から「㉕」)を示したものです。過去に認定を受けたことのない法人の場合は、「㉑」～「㉕」の欄に記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	認定 NPO 法人たすけあいの会ふきのとう	チェック欄
<p>認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。</p> <p>1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>イ 認定 NPO 法人が認定を取り消された場合又は特例認定 NPO 法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該認定 NPO 法人又は当該特例認定 NPO 法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しないもの</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者</p> <p>ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者</p> <p>二 暴力団の構成員等^(注2)</p> <p>2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から 5 年を経過しない法人</p> <p>3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人</p> <p>4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その 4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。</p> <p>5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しない法人</p> <p>6 次のいずれかに該当する法人</p> <p>イ 暴力団</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人</p>		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から 5 年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	-------------------------------------	--

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---------------------------	--

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記 4 に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その 4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	<input checked="" type="radio"/> はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---	--

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ